

中皮腫、原発性肺がんなどの  
石綿関連疾患の疑いのある患者さんを  
ご担当されている医師の方へ

## 石綿ばく露歴などのチェック表

- 労働者として石綿にさらされる業務に従事したことが原因で中皮腫、原発性肺がんなどの石綿関連疾患を発症したと認められる場合には、労災補償を受けることができます。

※ 石綿関連疾患については最終頁参照

- 石綿関連疾患は、石綿にさらされてから発症するまでの期間が非常に長いため、発症した疾病の原因が石綿であると気づかず、労災請求が行われないおそれがあります。
- ご担当の患者さんが石綿にさらされる業務に従事していた場合やその可能性が疑われる場合には、このチェック表をご活用いただき、患者さんに対して労働基準監督署に労災の手続を問い合わせることをお勧めしてください。

### ～ 石綿疾患労災請求指導料を算定できます ～

石綿関連疾患の診断と労災請求を促進するため、石綿関連疾患の診断を行い、問診で業務による石綿ばく露が疑われる場合に労災請求をお勧めいただいた結果、患者さんが労災請求を行い、労災認定された際には、労災診療費として450点の算定が認められます。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

厚生労働省HP <https://www.mhlw.go.jp>

## II 業務により石綿にさらされた可能性の有無

以下の作業に従事していた場合には、業務で石綿にさらされていた可能性があります。

- 建築物の補修または解体作業（例：耐火被覆の除去作業、耐火建築物の解体作業）  
( 年 月 ~ 年 月 : 年 月間 )
- 石綿製品の製造工程における作業（例：石綿紡織製品、石綿スレートなどの石綿セメント製品、自動車のブレーキライニング、石綿フェルトなどの製造）  
( 年 月 ~ 年 月 : 年 月間 )
- 断熱や保温のための被覆作業、その補修作業（例：「断熱パッドの取り付け、取り外し」、「ボイラーやスチーム管への断熱材の巻きつけ、取りはがし」、「保温材料で包まれたパイプの取り付け・取り外し」）  
( 年 月 ~ 年 月 : 年 月間 )
- 鉄鋼製の船舶や車両の補修、解体作業  
( 年 月 ~ 年 月 : 年 月間 )
- スレート板などの難燃性の建築材料を切断するなどの加工作業（耐火建築物内の電気配線工事、配管工事を含む）  
( 年 月 ~ 年 月 : 年 月間 )
- 倉庫内などの石綿原料・製品の袋詰め、または運搬作業  
( 年 月 ~ 年 月 : 年 月間 )
- 耐火建築物にかかる鉄骨などへの石綿、石綿を含有する岩綿などの吹付け作業  
( 年 月 ~ 年 月 : 年 月間 )
- タルクなどの取扱い作業  
( 年 月 ~ 年 月 : 年 月間 )
- 石綿鉱山またはその附属施設で行う石綿を含有する鉱石や岩石の採掘、搬出、粉碎、その他、石綿の精製に関連する作業  
( 年 月 ~ 年 月 : 年 月間 )
- 上記の作業が行われている場所の周辺などでの作業（例：吹付け作業が行われている場所で塗装作業に従事）  
( 年 月 ~ 年 月 : 年 月間 )

### 医師の所見

厚生労働省のホームページに、石綿にさらされるおそれがある作業例について、写真入りで解説しています。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudouki\\_jun/sekiimen/roudousya2/](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/sekiimen/roudousya2/)